

## 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金 Q & A (令和5年7月7日時点)

### ■ 申請要件

質 問	回 答
1 売上高減少は会社全体か、補助事業に取り組む部門だけでよいのか。	・部門や事業別の売上高減少ではなく、会社（組合、団体等）の全体で確認する必要があります。
2 「コロナ以前」が2019年又は2020年1～3月を指しているとのことだが、任意の3か月として2021年1、2、3月を選択した場合、2019年1～3月または2020年1～3月のどちらと比較してもいいのか。	・2019年1月～3月又は2020年1月～3月と比較することが可能です。また、2019年1月、3月、2020年2月のように、連続してなくても構いません。
3 「付加価値額要件」は、どの時点を基準として増加する計画を策定すればよいのか。	・補助事業終了月の属する申請者における決算年度を基準とします。 （例）12月決算の法人の場合 ①補助事業終了：2021年11月の場合→基準年度：2021年12月 ②補助事業終了：2022年1月の場合→基準年度：2022年12月
4 認定経営革新等支援機関や金融機関は、事業所の所在地域にある機関でなければならないのか。	・認定経営革新等支援機関や金融機関は、事業所の所在地域にある必要はありません。任意の機関を選択してください。
5 認定経営革新等支援機関が申請する場合、ほかの認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する必要があるか。	・申請者が認定経営革新等支援機関の場合は、他の認定経営革新等支援機関との事業計画策定（又は確認）を求めます。
6 再構築枠の売上高5%要件や付加価値額要件は、達成できなかった場合に補助金返還となるのか。	・達成できなかった場合に補助金の返還を求めるものではありませんが、責任を持って、策定した事業計画の達成を目指して取り組んでいただく必要があります。
7 事業再構築の4つの類型について、複数の類型を組み合わせた事業再構築に取り組むことは認められるか。	・認められます。ただし、申請に際しては主たる類型を1つ選択いただくこととなります。
8 売上高5%要件等の各要件は、会社単位ではなく店舗単位で満たすこともよいのか。	・会社単位である必要があります。
9 製品の新規性要件等の各要件を満たしているかどうかはどの時点で判定すればよいのか。	・原則として、申請時点を基準として判定してください。
10 既存の事業を縮小又は廃業することは必要か。	・必ずしも必要ではありません。ただし、業態転換のうち、提供方法を変更する場合であって、商品等の新規性要件を満たさないときには、設備撤去等要件を満たすことが必要となります。
11 新たに取り組む分野、事業、業種に許認可が必要な場合、申請時点において既に取得している必要はあるか。	・必要ありません。 ・補助事業実施期間又は事業計画期間中に取得することも問題ありませんが、申請書に許認可の取得見込み時期等を記載してください。
12 事業再構築の各類型において必要となる要件について、いつ時点で要件を満たす事業計画を策定すれば良いのか教えてほしい。	・原則、補助事業実施期間及び3～5年間の事業計画期間中の任意の時点で満たす事業計画とすることが必要となります。 ・ただし、売上高5%要件及び売上高構成比要件については、3～5年間の事業計画期間終了時点において、満たしている計画とすることが求められます。
13 新型コロナウイルス感染症の影響による売上高減少率が10%以上に対し、原油価格・物価高騰等の影響によるものは5%以上でよいことになっているが、売上高減少要因によって審査に違いはあるのか。	・新型コロナウイルス感染症の影響によるものは10%以上、原油価格・物価高騰等の影響によるものは5%以上としている売上高減少率は、補助対象者の要件であり、売上高の減少要因がどちらであっても、同じ基準で審査をしますので違いはありません。 ・申請書に記載されている状況を踏まえて外部有識者が同じ条件で審査をします。
14 売上高減少要因が、新型コロナウイルス感染症が原油価格・物価高騰等の影響によるものかはどのように判断しているのか。	・申請書（別紙1-1（再構築枠）、別紙2-1（一般枠））にチェックボックスがありますので、該当するものにチェックをしてください。また、両方の影響を受けている場合は両方にチェックをしてください。 ・具体的な影響内容については、別紙1-2（再構築枠）、別紙2-2（一般枠）の（3）具体的な取組内容「①現在の事業の状況、課題についての分析」の欄に記入してください。
15 付加価値額要件における人件費の定義とは何か。	<p>・本事業では、次のとおりとします。 （法人の場合） 以下の各項目の全てを含んだ総額を人件費とします。 ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。） ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用 ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。</p> <p>（個人事業主の場合） 青色申告決算書（損益計算書）上で以下の費目が人件費に該当します（丸数字は、所得税申告決算書の該当番号です）。 福利厚生費 + 給料賃金（⑲ + ㉔） ※個人事業主の付加価値額算定では、人件費の構成要素である㉔専従者給与（＝ご家族の方等のお給料）および㉓青色申告特別控除前の所得金額（＝事業主個人の儲け）の2項目を「人件費」に参入せずに計算します。</p>

R5.7.7  
追加